

## 競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号) 西武建設(株) (所 在 地) 埼玉県所沢市くすのき台1丁目11-1 (代 表 者) 代表取締役 佐藤 誠 (本市登録) 登録業種：工事（一般土木A、建築A、解体、管2A） 業者番号：1666
措置内容	令和5年8月7日から4カ月間の競争入札参加停止（令和5年12月6日まで）
根 拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第1号（虚偽記載） 別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）
事件概要	上記業者は、国土交通省関東地方整備局より建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令（令和5年8月5日から令和5年9月18日まで）を受けた。 また、本市の競争入札参加資格審査申請に際し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果の通知を提出していた。

問い合わせ先：財政局財政部契約監理課 小池  
TEL 711-4306（内1572）

### ○福岡市競争入札参加停止等措置要領

#### 別表第1 事故等に基づく措置基準 (虚偽記載)

- 1 本市の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

【当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内】

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 (不正又は不誠実な行為)

- 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、労働基準法等違反その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

【事実を知った日から1ヵ月以上24ヵ月以内】